

2019年12月13日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

長時間過密労働、健康への配慮に欠けた環境で働く労働者も多く、過労死・過労自死も後を絶ちません。昨年7月に制定された「働き方改革関連法」は、「残業時間の年間上限を規制」していますが、「過労死の危険ライン」とされる月80時間を超え「単月で100時間未満」を可能にするなど、過労死を発生させてしまう水準となっています。

「高度プロフェッショナル制度」や裁量労働制の拡大、解雇の金銭解決制度、「雇用されない働き方」など、政府の進める「多様で柔軟な働き方」政策は、労働者をさらに痛めつけるものと言わざるを得ません。

金融機関で働く労働者は、金融リスク商品等のノルマ販売など過度な営業推進が人事考課と連動することや、パワハラも後を絶たず、労働者の健康が心身両面から損なわれています。その結果、休職や離職を余儀なくされる労働者が増加するなど状況はますます悪化していると言えます。

「人手不足」から一部で従来の「65歳」から「70歳」まで再雇用を進める企業も出てきています。しかし、労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされるなど問題が多いのも事実です。また、非正規労働者の差別待遇は一向に改善されず、来年4月施行の「同一労働同一賃金」など、どこ吹く風といったありさまです。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

1. 更なる長時間労働を招く裁量労働制の対象拡大など、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
2. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
3. 「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消にむけ、各企業の労使間に安易に委ねることなく、来年4月1日施行前に具体的に指導すること。これに伴う正規労働者の待遇引き下げなどの不利益変更が行われないよう強く指導すること。
4. 義務化された無期雇用転換ルールの遵守、高年法の趣旨に沿った65歳までの雇用確保と年金受給までの生活・就労可能な労働条件(賃金・福利厚生等)の保障や65歳以降の雇用促進などの改善にむけ指導すること。

以 上